

第五条の五 法第二十二條の四第四項後段の規定による措置を採つた精神病院の管理者は、当該措置を採つた日から一月以内に、次の各号に掲げる事項に関する記録を作成し、保存しなければならない。

一 精神病院の名称及び所在地

二 患者の住所、氏名、性別及び生年月日

三 診察した法第二十二條の四第四項に規定する特定医師（以下「特定医師」という。）の氏名

四 入院年月日及び時刻

五 病名

六 生活歴及び現病歴

七 当該措置から十二時間以内に法第二十二條の四第三項の規定による診察をした指定医の氏名及び診察した日時

八 前号の診察の結果、法第二十二條の四第三項の措置は必要ないと認めるときは、その理由

九 第五条の二第四号の事後審査委員会による審議を行った結果

第六条中、「第二十二條の四第四項」を、「第二十二條の四第七項」に改める。

第七条中、「別記様式第一号」を「別記様式第二号」に改め、「別記様式第二号及び第一号」を「別記様式第一号及び第二号」に改める。

第十三条中、「第三十三條第四項」を、「第三十三條第七項」に改め、同条第一号又中、「法第二十条第二項第四号に掲げる者（以下「選任保護者」という。）を「選任保護者」に改め、同条に次の二号を加える。

三 法第三十三條第一項の規定による措置を採ろうとする場合において、同条第四項後段の規定による措置を採つた場合の届出

イ 診察した特定医師の氏名

ロ 入院年月日及び時刻

ハ 当該措置から十二時間以内に法第三十三條第一項の規定による診察をした指定医の氏名及び診察した日時

ニ 前号の診察の結果、法第三十三條第一項の措置は必要ないと認めるときは、その理由

ホ 第一号イ、ロ、ニからへまで、リ及び又に掲げる事項

四 法第三十三條第二項の規定による措置を採ろうとする場合において、同条第四項後段の規定による措置を採つた場合の届出

イ 第一号イ、ロ及びニからへまでに掲げる事項

ロ 第二号イ及びロに掲げる事項

ハ 前号イからニまでに掲げる事項

第十三条を第十三條の四とし、同条の前に次の三條を加える。

第十三条 第五条の二の規定は、法第三十三條第四項の厚生労働省令で定める基準について準用する。この場合において、第五条の二第四号中、「法第二十二條の四第四項」とあるのは、「法第三十三條第四項」と読み替えるものとする。

第十三条の二 法第三十三條第五項において準用する法第十九條の四の二に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 法第三十三條第四項後段の規定による措置を採つたときの症状

二 法第二十二條の三の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由

第十三条の三 法第三十三條第一項の規定による措置を採ろうとする場合において、同条第四項後段の規定による措置を採つた精神病院の管理者は、当該措置を採つた日から一月以内に、次の各号に掲げる事項に関する記録を作成し、保存しなければならない。

一 精神病院の名称及び所在地

二 患者の住所、氏名、性別及び生年月日

三 診察した特定医師の氏名

四 入院年月日及び時刻

五 病名

六 法第二十二條の三の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由

七 生活歴及び現病歴

八 当該措置から十二時間以内に法第三十三條第一項の規定による診察をした指定医の氏名及び診察した日時

九 前号の診察の結果、法第三十三條第一項の措置は必要ないと認めるときは、その理由

十 第五条の二第一項第四号の事後審査委員会による審議を行った結果

十一 保護者の住所、氏名、性別、生年月日及び患者との続柄

十二 保護者が法第二十条第二項第四号に掲げる者（以下「選任保護者」という。）であるときは、その選任年月日

2 法第三十三條第二項の規定による措置を採ろうとする場合において、同条第四項後段の規定による措置を採つた精神病院の管理者は、当該措置を採つた日から一月以内に、次の各号に掲げる事項に関する記録を作成し、保存しなければならない。

一 前項第一号から第十号までに掲げる事項

二 入院について同意した扶養義務者の住所、氏名、性別、生年月日及び患者との続柄

三 法第二十条第二項第四号の規定による家庭裁判所の選任の申立年月日

第十六条を次のように改める。

第十六条 法第三十三條の四第三項において準用する法第十九條の四の二に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 法第三十三條の四第二項後段の規定による措置を採つた年月日及び時刻並びに解除した年月日及び時刻

二 当該措置を採つたときの症状

三 法第二十二條の三の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由